

# 保健福祉常任委員会

令和5年12月11日（月）



## 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第4回定例会  
招集日時 令和5年12月11日(月) 午前9時56分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 遠 藤 憲 子  
副 委 員 長 出 澤 大  
委 員 柳 井 哲 也  
" 須 藤 京 子  
" 藤 田 尚 美  
" 甲 斐 徳之助  
" 加 藤 政 之

欠席委員 なし

### 出席説明員

保健福祉部次長兼  
高齢福祉課長 宮 本 史 朗  
保健福祉部次長兼  
医療年金課長 石 野 尚 生

### 議会事務局出席者

書 記 大 野 直 子  
書 記 飯 田 晴 男

## 令和5年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 保健福祉常任委員会

議案第	70号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
意見書案第	6号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

午前9時56分開会

○遠藤委員長 おはようございます。時間少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、保健福祉部次長兼高齢福祉課長、保健福祉部次長兼医療年金課長であります。なお、保健福祉部長から欠席の申出がありました。書記として大野さん、飯田さんが出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 70号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

意見書案第6号 医療介護福祉障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

以上、2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第70号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第70号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課、石野です。よろしくをお願いいたします。

議案第70号につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

改正の内容は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の被保険者が出産したまたは出産する予定の場合に、その方の国民健康保険税所得割額及び均等割額、牛久市においては今国民健康保険税は所得割及び均等割のみで計算しておりますので、その方の国民健康保険税全てということになります。そちらを出産の予定日または出産の日の属する月の前月分から出産月の翌々月分までの4か月分を無料とする改正となります。

なお、多胎妊娠いわゆる双子以上の妊娠の方の場合であった場合は6か月、出産月の3か月前から出産月の翌々月分までの6か月分を無料とする改正となります。国民健康保険税が無料の対象となる、無料の対象になる月は、令和6年1月1日以降の国民健康保険税ということになります。今年度は初年度、制度開始初年度ということなので、11月出産された方は令和6年1月の1か月分のみが無料となります。つまり11月に出産された方というのは、本来であれば10月、11月、12月、1月の4か月分が無料になるところではございますが、制度開始初年度ということで、対象となるのが1月分以降ということで、1月出産の方は1月分の1か月だけが今年度に限っては無料となります。

今月12月に出産された方もしくは今月中に出産の方、本来であれば11、12、1月、2月の4か月分が本来であれば無料になるところですが、今年度制度開始初年度は1月以降が対象ということになりますので、1月、2月の2か月分のみが無料となるというような計算方法になります。したがって、4か月分が本当に無料となる制度が完成して4か月分が無料となるのは

令和6年2月中に出産される方ということになります。なお、この改正による減収となる見込みの国保税に対しましては、国2分の1、県4分の1の財政措置が講じられるという予定になっております。

説明は以上です。

**○遠藤委員長** これより、議案第70号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

**○須藤委員** それでは数点をお伺いしたいと思います。対象者とそれから軽減期間についてでございます。今、御説明いただきましたけれども、令和6年1月1日施行ということで、単体妊娠出産の場合は11月に出産した人が1月に1か月分という措置が受けられるというふうに伺いました。多胎妊娠出産の場合は、そうすると支給日が1月からですから、やはり出産はその前から本当は前後ありますけれども、その分は前の分は見込めないというふうに理解していいのか、いわゆる11月に出産した人だとすると、1月、2月というような形の軽減措置が図られるというふうに思った方がいいのか、その点の確認です。

それから妊娠、出産という意味では、妊娠85日以上で出産した場合、例えばここでも死産とか流産、早産含めて出産と呼ぶのだというふうに言われているんですが、もし本当に悲しいことに出産のときに死産となってしまった方についてもこうした措置が軽減期間が受けられるのかということについて、伺いをしたいと思います。そして、こういう出産、健康な赤ちゃんを産まれた方については、もう確認の方法はいっぱいあると思うんですけれども、こういうような死産だったりそういうような状況のときの確認というんですか、届出みたいなものはどういような形で医者さんの証明とかなんかそういうようなものも含めてもらうような手続で本人がきちんと届出をしなきゃいけないようなことになるのか、自動的に受けられるとしたらどういうことなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

**○遠藤委員長** 保健福祉部次長兼医療年金課長。

**○石野保健福祉部次長兼医療年金課長** まず対象者の対象月につきましては、須藤委員おっしゃるよう1月以降の分に係る分になりますので、先ほどと繰り返になりますけれども、11月に出産された方であれば1月の1か月分が国保税が無料になる。12月に出産された方は1がつと2月の2か月分が無料になる。その前の月分、本当であれば4か月丸丸無料になるはずであった分は今年度なので対象外ということになります。

それから死産の場合なんですけれども、妊娠85日以上の出産の場合は、死産であっても流産であっても、早産、人工妊娠中絶の場合であっても対象となります。こちらは出産の一時金というものが50万円に引き上がったものがありますので、通常妊娠の出産される場合は大体病院さんから手続のほうが出て、直接病院に払わなくても市役所のほうからお金を受けられるよという制度を、圧倒的多数の方が利用されていますので、出産の事実というのは私どものほうで把握しております。そもそもこれは出産の前から申請することは可能ですので、母子手帳を持ってそのまま出産何月予定なんですけれどもということで、何か月前だったかちょっと記憶忘れてしまい

ましたけれども、出産の前でも申請することは可能なものですが、通常であれば出産しました、一時金が自動的に出ますという同じタイミングでこういうものもありますので、自動的に計算のほうは月末で締めて自動で計算して、減額して新しい納税通知書を1か月遅れでお出しするというような流れで、基本的に御本人からの申請というのは必要とはしていないようなものにはなりません。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 ありがとうございます。それではもう一回確認なんですけど、多胎出産の場合も期日が初年度として、単体だったら11月出産の場合は1か月だけけれども、多胎出産の場合は、1月と2月で後からの月数はちゃんと軽減措置が図られるということで、それはよろしいんでしょうか。確認です。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 多胎児出産、双子以上の場合は6か月というふうに申しましたけれども、出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月分になりますので、先ほど4か月、通常の一人、子を産んだときの4か月丸々制度上の無料を受けられるのは、令和6年2月に出産される方ですよというふうに私説明しましたけれども、6か月丸々無料になる方は、令和6年4月に産んだ方でないと丸々6か月分の無料にはならないということになります。

○遠藤委員長 ほかに意見、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第70号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第6号、医療介護障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより、意見書案6号に対する意見を行います。

意見のある方は御発言願います。ございませんか。須藤委員。

○須藤委員 この意見書、以前にもこれに類するような意見書が提出されたということもありました。そのときの結果は結果といたしまして、やはり医療、介護、こういう福祉の分野の人材不足は非常に深刻な状況でございます。その大きな要因は処遇、それをどう改善していくかという大きなところは処遇改善しかないというふうに私も思っています。それであらゆる分野いわゆる

介護だけではなくて、子育ての分野での福祉、いわゆる保育所であるとかそういうところでも同じように起きている大きなこうした人が人をケアするという職場が人材不足によって、その機能を果たさないという社会は何としてでも変えていかなければいけないだろうというふうに、私自身は思って、こうした提案を地方から上げていくということもひとつ大事なことではないかなというふうに思っております。

以上です。

○遠藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 以上で意見書案第6号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第6号についての討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第6号につきまして、採決をいたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は、全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

牛久市の介護保険事業について、そしてケアラー、ヤングケアラーの支援についての2項目については、令和5年第2回定例会、第3回定例会と本委員会の継続調査事項となっておりますが、御意見がある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 介護保険に関するものは、第9期改定に向けて、今、介護、運協のほうでも12月に運協が開かれるという状況のようでございますので、運協が開かれた後でしたら、運協に示された資料等も議会に示すことは可能になると思いますので、委員長はぜひその点を執行部のほうに申入れをまずお願いをして、それでいただいて私たちもどういうふうな形で介護準備基金などがどういうふうな解釈されているのかとかいうことも含めて、確認をすると、これを委員会でやるかどうかは委員長とか副委員長、皆さんでお考えいただきたいと思いますが、まず資料等はやっていただきたいと思います。請求をしていただきたいと思います。

それからあとケアラーのほうで言えば、ケアラー条例の勉強会は、県のほうのあれはやったところですが、その後、こうしたことを支援しているような団体さんからの話を聞くという話もあったと思いますので、これもしかるべきときに要請をしていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

それから、こういうふうなことを2つもやっている中で、大変恐縮なんですけど、もう一つ追加の調査を加えていただけたらなというふうに思っております。それは、児童発達支援センターの開設についてでございます。現在、こども発達支援センターのぞみ園があるんですけど、や

はりのぞみ園の現状、私などは行ったりしているんですけども、その子供たちの療育の場というのが今どういう状況なのかという確認をするとともに、児童発達支援センターの私は設置は必要だというふうに思っているんですけども、そういうところも含めて、センター開設に向けてどのような状況なのか、また課題があるのかというようなことの調査をしていただいて、療育の現状をより充実させる状況というのをつくり出していくために、議会としても何かできないかなというふうに思っているので、追加の調査項目として児童発達支援センターについてをもう一つ付け加えていただけたら、もう介護が来年の3月で、一応調査項目終わりになるので、そうしたこともできるのかなということで、ちょっと気が早いんですけども、そういうことをお願いできたらというふうに思いますので、その点も含めて皆様の御意見よろしくお願ひいたします。

○遠藤委員長 今、須藤委員のほうから今介護保険のほかケアラー、ヤングケアラーの2項目につきまして、もう1項目、児童発達支援センターのことについても新たに追加をしたいという御意見ございましたが、皆さん御異議のほうはいかがでしょうか。ありませんか。異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 それでは、今須藤委員のほうからありました、新たに児童発達支援センターを追加をする、その前の2項目については、引き続き牛久市の介護保険事業、それとケアラー、ヤングケアラーの支援、この2項目については、本委員会の継続調査事項といたします。

閉会中の継続調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 異議なしと認めます。よって、牛久市の介護保険事業について、ケアラー、ヤングケアラーの支援についてに加えて、児童発達支援センターについてを本委員会の閉会中の継続調査事項とすることに決し、議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。須藤委員。

○須藤委員 委員長すみません。それで、児童発達支援センターは一体どういうものかということとを皆さん御承知だとは思いますが、厚生労働省のほうで療育の問題についてを審議している委員会の資料がまとめられているんじゃないかなということで、委員長のほうに御相談させていただいて、委員長に提出しておりますので、皆さんの了解が得られたら、配付のほうをお願いしたいと思います。

○遠藤委員長 今、須藤委員のほうから資料についての配付の申出がありました。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 異議なしと認めます。それでは事務局のほうで配付をお願いいたします。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 なしと認めます。

次に、委員長報告書の作成についてお諮りをいたします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は、委員長一任と決定をいたしました。

これもちまして、保健福祉常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時17分閉会